

6 保証内容

家賃だけじゃない！広範囲に及ぶ保証内容を

※お立替えには各種条件がございます。

	住居用PLAN	事業用PLAN	駐車場・収納スペースPLAN
月額賃料等	家賃、共益費、管理費、駐車場、町区費、水道光熱費、消費税等。その他毎月家賃と共に支払われる費用。		
	○	○	○
退去費用 (原状回復費、残置物撤去費など)	月額総賃料の2ヶ月分まで ※敷金を超えた金額が対象です。	J-AKINAI：保証限度額の範囲内まで その他PLAN：月額総賃料の2ヶ月分まで ※敷金を超えた金額が対象です。	月額総賃料の2ヶ月分まで ※敷金を超えた金額が対象です。
条件 賃借人の承諾が必要です 借主負担に合理性のあるもの	(退去時の修繕費、ハウスクリーニング、畳表替、カギ交換費、残置物撤去費、ゴミ処理費等の合計)		
	※賃借人が支払義務のあることを認め承諾したものに限り、賃借人が負担するべきことに合理性があるとジェイリースが判断した場合に限りです。 ※住居用PLANの場合の原状回復については平成16年9月東京都発行の「賃貸住宅トラブル防止ガイドライン」に準じて、賃借人が負担するべきことに合理性があるとジェイリースが判断した場合に限りです。		
	○	○	○
早期解約違約損害金	月額総賃料の2ヶ月分まで (※賃貸借契約日から1年未満の場合) 月額総賃料の1ヶ月分まで (※賃貸借契約日から1年以上～2年未満の場合)		
条件 賃貸借契約に条項明記があること 賃借人が自ら退去する場合	※賃借人自ら退去する場合であって、且つ、賃貸借契約の条項において、早期解約違約金の項目が明記され、賃借人が早期解約違約金の支払義務を認め、承諾し署名しているものに限りです。		
	○	○※J-AKINAIのみ	—
解約予告通知義務違約金	月額総賃料の1ヶ月分まで		
条件 賃貸借契約に条項明記があること 賃借人が自ら退去する場合	※賃借人自ら退去する場合であって、且つ、賃貸借契約の条項において、解約予告通知義務及び違約金ないし損害金の項目が明記され、賃借人が解約予告義務及び違約金ないし損害金の支払義務を認め、承諾し署名しているものに限りです。 ※収納スペースの場合、保証対象外です。		
	○	○	○
賃貸借更新料・事務手数料	保証限度額の範囲内まで (賃貸借契約書の記載金額に応じて)		
条件 賃貸借契約に条項明記があること	○	○	○
明渡訴訟費用等	保証限度額の範囲内まで (賃貸借契約解除から物件明渡までに要した費用) (通知、支払督促、訴訟、その他法的手続に必要な費用※訴訟代理人費用)		
	○	○	○

9 代位弁済（事後報告型）について

ジェイリースなら慌てず請求することが可能です。

請求期限は60日以内

オーナーさま自主管理の物件でも安心して、請求が可能です。

※ご契約者さまのお支払い期日から60日以内に代位弁済請求をお願いします。※退去時費用については、退去解約日より60日以内をお願いします。※1ヶ月に2ヶ月分の請求はできません。



請求時の必要書類（毎月支払われる家賃以外）

退去時の費用



退去時の精算書等の承諾書面



賃貸借契約書の写し（退去費用記載箇所）

* 契約時に承諾した項目については、賃貸借契約書の写しが必要です。

賃借人が支払義務のあることを認め承諾したものに限り、原状回復については平成16年9月東京都発行の「賃貸住宅トラブル防止ガイドライン」に準じて、賃借人が負担すべきことに合理性があると弊社が判断した場合に限りです。

早期解約違約損害金



賃貸借契約書の写し
（違約金記載箇所）

賃借人自ら退去する場合であって、且つ、賃貸借契約の条項において、早期解約違約金の項目が明記され、賃借人が早期解約違約金の支払義務を認め、承諾し署名しているものに限りです。

解約予告通知義務違反金



賃貸借契約書の写し
（違反金記載箇所）

賃借人自ら退去する場合であって、且つ、賃貸借契約の条項において、解約予告通知義務及び違約金ないし損害金の項目が明記され、賃借人が解約予告義務及び違約金ないし損害金の支払義務を認め、承諾し署名しているものに限りです。